

## 「須磨海岸を守り育てる条例」及び「神戸市港湾施設条例」の一部改正（案）に係る意見募集について（報告）

### 1. 「須磨海岸を守り育てる条例」の一部改正（案）

#### （1）趣旨

須磨海岸は、市民の皆様が愛着を持ち、安全に安心して利用することができる海岸にすることを目的として、平成20年に「須磨海岸を守り育てる条例」を施行しました。また、条例施行後も、実情に合わせて適正な管理に必要な事項や迷惑行為を禁止する事項を追加する等の条例改正を行ってまいりました。

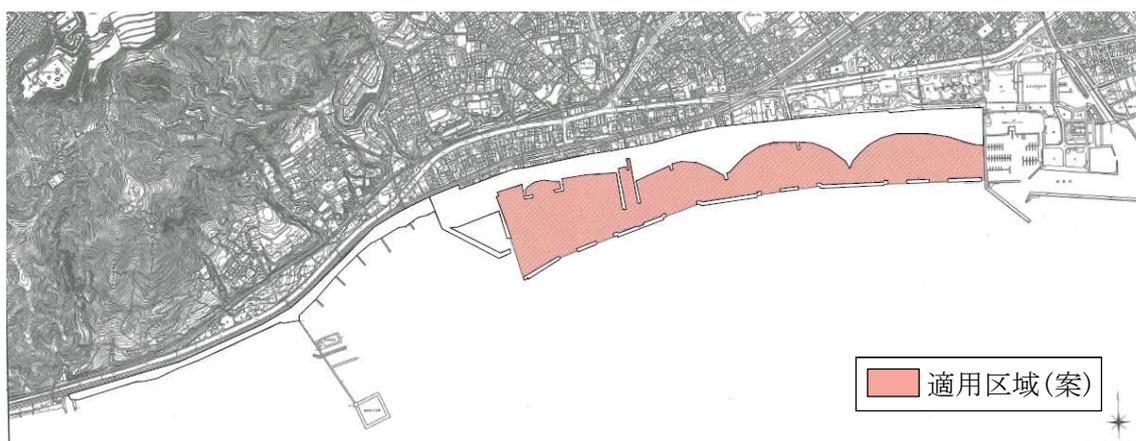
これまでの健全化の取り組みにより一定の成果が感じられるようになり、四季を通じて利用者が増えてまいりましたが、一方で、水上オートバイやプレジャーボート等による波打ち際の利用者への危険な事案の発生が懸念され、苦情も寄せられています。

このような実情を踏まえ、今後も須磨海岸を適正に管理し、健全化を図っていくため、条例の一部を改正しようとするものです。

#### （2）改正（案）の概要

須磨海岸内の一部区域において、海岸の適正な利用を図るため、航行禁止区域を設定し、水上オートバイやプレジャーボート等による事故等の防止を図ります。

#### <航行禁止区域（案）>



#### （3）施行予定

令和4年5月1日（日）

※令和4年第1回定例会（2月）において改正条例（案）を上程予定

## 2. 「神戸市港湾施設条例」の一部改正（案）

### (1) 趣旨

兵庫運河は神戸港の内陸に位置し、東西を結ぶ水路となっていますが、運河内の一部は狭く見通しが悪いにも関わらず、多くの水上オートバイ等が高速で走行しています。

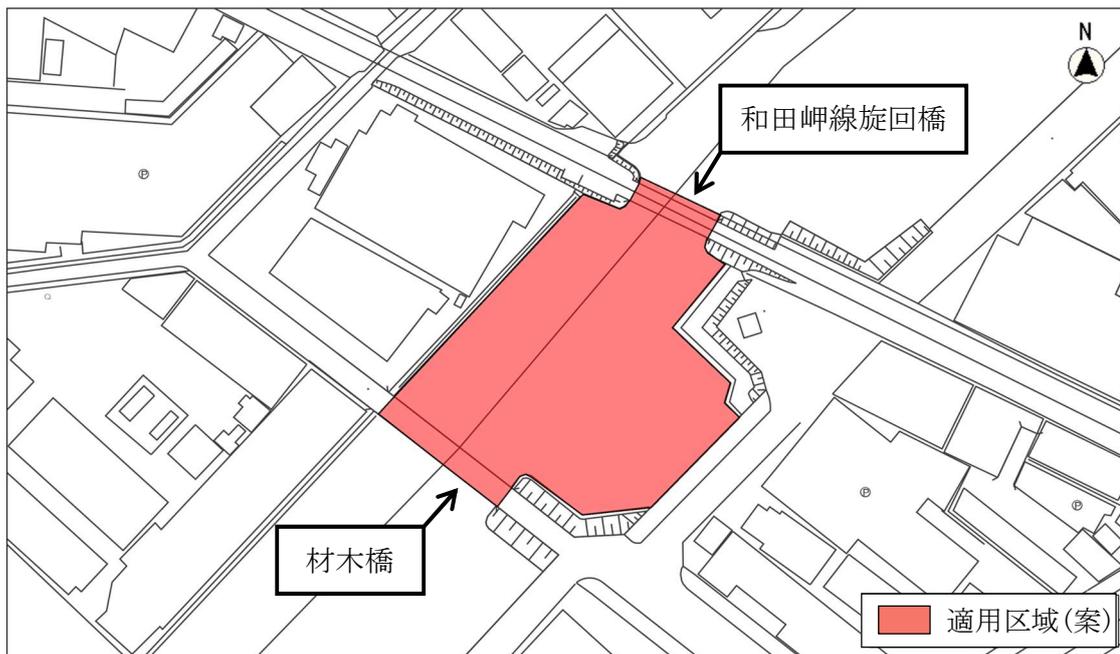
漁業関係者をはじめとする運河利用者のほか、運河内の人工干潟において、アマモの観察等の環境学習を行っている小学生等の近くを水上オートバイが走行することにより、水面利用者に危険が及ぶことが懸念されています。また、近隣住民からは騒音に対する苦情も寄せられています。

これらの実情を踏まえ、運河の適正な利用を図っていくため、条例の一部を改正しようとするものです。

### (2) 改正（案）の概要

兵庫運河内の一部区域において、運河の適正な利用を図るため、航行禁止区域を設定し、水上オートバイやプレジャーボート等による事故等の防止を図ります。

#### <航行禁止区域（案）>



### (3) 施行予定

令和4年5月1日（日）

※令和4年第1回定例会（2月）において改正条例（案）を上程予定

### 3. 意見募集期間

令和3年12月2日（木）から令和4年1月4日（火）まで

### 4. 資料の閲覧及び配布

神戸市のホームページの意見募集（パブリックコメント）のページに掲載するとともに、受付期間中（土曜、日曜、祝日、年末年始の閉庁日を除く）、以下の場所で閲覧します。

- （1）神戸市港湾局海岸防災課（ポートアイランドビル4階）（須磨海岸）
- （2）神戸市港湾局経営課（ポートアイランドビル7階）（兵庫運河）
- （3）各区役所まちづくり課、須磨区役所北須磨支所、西区役所西神中央出張所
- （4）市政情報室（市役所1号館18階）

### 5. 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、港湾局海岸防災課・経営課への持参（電話は不可）  
神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出